

羽島市空家等対策推進計画（案）の意見に対する対応方針

● 令和7年11月26日 令和7年度第3回空家等対策推進協議会意見

頁	項目等	意見等の項目	意見等の内容	対応
15	第5章	所有者等による空家等の適切な管理の促進	空家等の発生の抑制は重要となる。15ページの第5章所有者等による空家等の適切な管理の促進の中に空家等の発生の抑制が入っているが、重要なポイントということであれば章を別でたてた方が良い。	「第5章 空家等の発生の抑制」の章を別たてしました。
30	図 10-1	総合窓口対応図	4つ目の適切な管理が行われていない「家屋等」は「空家等」である。	「家屋等」を「空家等」に修正しました。
30	図 10-1	総合窓口対応図	準空き家等という囲みは、違うのではないか。所有者等を確知できない場合が準空き家等ではない。その下に緊急措置とあるが、条例の緊急措置は緊急があった場合は、管理不全空き家でも特定空き家でも対応していくことになる。	総合窓口対応図のフローについて、緊急措置の流れを変えるなど、実務の想定される流れに修正しました。
33	目標指標②	専門家による空家相談件数及び空家バンクの新規登録件数	専門家による空家相談は「き」を入れた方が良い。空家バンクも「き」を入れる。	「空家」を「空き家」に修正しました。
22	2	空家等活用促進区域内で市が講じることのできる規制の合理化等	2 空き家等活用促進区域内で市が講じることと記載があるが、市では何もできない。岐阜県で対応する内容であり、市では対策を講じられないので表現を変えたほうが良い。	「市が講じることのできる」の「市が」を削除しました。

● 生活安全課確認による修正

頁	項目等	意見等の項目	意見等の内容	対応
20	6-3	空家等の再利用の促進	「また、移住・定住希望者への情報提供や補助制度の創設などを検討します。しかし、一部の空家等は、市場での流通が困難なケースがあります。」の表現と続かない。	「しかし、一部の空家等は、市場での流通が困難なケースがあるため、行政目的の利用を検討します。また、移住・定住希望者への情報提供や補助制度の創設などを検討します。」に修正しました。
22	6-5	空家等の活用に係る措置	「区域の検討にあたっては」は表現の修正が必要。	「空家等活用促進区域の設定にあたっては」に修正しました。

●空家等対策計画の見直し等に関する事前協議について（申出）（令和7年11月19日安第416号）

頁	項目等	意見等の項目	意見等の内容	対応
3	1-1 2	計画の位置づけ	「空家等対策に係る対応指針」及び「管理不全空家等及び特定空家等対応マニュアル」は、岐阜県空家等対策協議会で策定しています。	「岐阜県」を「岐阜県空家等対策協議会」に修正しました。
20 21	6-3 2 6-4 1	空き家再生等推進事業の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家再生等推進事業（国交付金）を紹介されていますが、記載する必要がありますか。 ・また、記載するのであれば、空き家所有者等が直接国に補助申請できないことから、補助を受けるのが市であることを明確に記載するなど、記載内容修正等の検討が必要です。 ・助成対象地域とは、補助金交付要綱で規定した区域のことですか。 	空き家再生等推進事業（国交付金）の紹介を削除しました。
21	6-4	除却した空家等の跡地の活用	特定空家等の除却は基本的には所有者等が除却するという意味でしょうか。	空き家再生等推進事業（国交付金）の紹介を削除しました。
34 35		「空家等」と「空き家等」	2種類の表記を使用されていますが、P34 上から7行目及び9行目の空家等は、空き家等の記載間違いではないですか。	「空き家等」に修正しました。
8	図 2-3	高齢世帯数の推移	高齢者単独世帯は、「6.8倍」は「約6.8倍」では？	「約6.8倍」に修正しました。
16	3 (3)	相続登記申請義務化	段落のはじまりが1文字分下がっていると思います。	修正しました。
17	1 (2)	空き家データベースの活用	最下行 おこないます。→行います。	「行います。」に修正しました。
33	12-1	目標指標	今後、県除却補助金を十分活用するのであれば、年度別の除却目標の設定をご検討ください。	①特定空家等が改善もしくは撤去に至った件数の目標値を各年度1件の合計5件に修正しました。

● 市民の意見募集制度（パブリックコメント制度）

① 案件名	羽島市空家等対策計画（案）
② 資料の公表場所	羽島市役所本庁舎 2 階生活安全課（73 番窓口）、各コミュニティセンター窓口で閲覧及び配布します。また、羽島市ホームページでも閲覧できます。
③ 意見提出期間	令和 8 年 1 月 6 日（火）から令和 8 年 2 月 5 日（木）まで

意見募集の結果

・持 参：0 件・郵 便：0 件・F A X：0 件・メー ル：3 件 総 数：3 件

頁	項目等	意見等の項目	意見等の内容	対応
1	序章	はじめに	令和 5 年度に改正空家法が施行されたことも追記したほうがよいと思います。 また土地所有に関しては国会等で審議が進んでいます。今後さらに法改正がある可能性があります。外国人による土地所有など 法改正があった場合計画期間中であっても適宜見直すとの付記が必要。	P1 に『令和 5 年 12 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が施行され、』と記載しています。「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」がいわゆる改正空家法です。 また、2026 年 1 月 23 日、政府は外国人政策に関する関係閣僚会議で、安全保障上の観点から土地取得を制限するルールの方針を盛り込んだ基本方針を決定しました。空家等対策に係る法改正があれば、適宜見直しを行います。 (P4 1-2 計画の期間 各種対策の実施や新たな法律の制定等により市内の空家等の状況や社会経済情勢の変化が生じた場合は、必要に応じて適宜見直しを行います。)
10	第 3 章	空家等の調査に関する事項	悉皆という用語が難しいため わかりやすく解説をつけていただきたい。	「悉皆調査」とは対象となるすべてを漏れなく調査する「全数調査」のことです。 P10 に悉皆調査の用語説明を追記します。

29	第 11 章	空家等に関する対策の実施体制	<p>本計画では、空家等が犯罪利用されるリスクや、空家内部で事件が発生する可能性についての記述が不足しています。</p> <p>制度上、警察が協議会に参加しないことは理解しますが、治安上の問題が発生した場合の情報共有や連携体制について、計画に明記する必要があります。</p> <p>国の「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」では、警察・法務局等の関係機関との連携が重要とされています。</p> <p>しかし本計画では、これらの機関との連携方針が十分に記載されていません。</p> <p>協議会の構成員とする必要はありませんが、犯罪利用・所有者不明化・相続未登記等の課題に対応するため、関係機関との情報共有や連携の仕組みを計画に明記すべきです。</p>	<p>P29 に「11-5 関係機関との連携体制の構築</p> <p>犯罪利用の疑いのある空家等や、治安上の不安がある事案については、速やかに管轄警察署へ情報提供を行い、合同巡回の実施や防犯対策の検討など、迅速な連携を図ります。</p> <p>また、所有者特定が困難な空家等に対し、不動産登記情報の適切な活用や相続登記の促進に向けて、法務局との協力関係を維持します。」を追記します。</p>
----	--------	----------------	--	---